民医連厚生事業協

共済だより

2026年
8月
第220号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650　FAX03-5842-5652

共済だより応募フォーム
https://min-jigyo.aik-yuinowa.net/kyosai-form/

ホームページ:https://min-jigyo.or.jp
バックナンバーの記事(一部のみ)はこちらから

いわさきちひろ「赤い帽子の男の子」(1971年)（10ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています）

主な記事

- 全日本民医連厚生事業協同組合 2026年度通常総代会開催
- 沖縄に連帯して　瀬長　和男（沖縄）
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ⑮⓪　若手弁護士の会
- 縮図からみる世界⑨⑨「改正」法は〝個人の権利利益の保護〟を骨抜きに　斎藤　貴男
- 健康でいきいきと働きつづけられる職場づくりを 第五話

戦争も核兵器もない世界をめざして

沖縄に連帯して

県知事選勝利で基地のない平和で誇りある沖縄を

3週間で戻ってきたSCP船

3年ぶりに沖縄本島を直撃した台風6号の接近に備え、5月29日に大浦湾の作業船がすべて避難していきました。台風4号接近時には大浦湾に留まっていた砂杭打設作業船（SCP船）も奄美へ移動していきました。

6月17日には、大浦湾のN9護岸から、新たな区域への土砂投入が開始されましたが、昨年末のN8護岸からの土砂投入と同様に、1日だけで終了しています。前回は準備不足が原因でしたが、今回は、準備は完了しているにも関わらず、なかなか動き出さなかった中、玉城デニー知事後援会の事務所開きが終わった翌週に開始しており、知事選対策のための土砂投入開始だったと考えています。しかし、台風時以外どんな悪天候時でも陸上搬送は行ってきており、なぜ土砂投入が止まっているのか不思議でなりません。

N9護岸からの土砂投入が「出来ない」理由は全くないはずですが、あるとすれば、知事選（8月27日～9月13日）の最中に土砂投入のピークとなるよう、時間調整をするためではないかと疑っています。「普天間飛行場の1日も早い危険性の除去」と言いながら、工事を知事選に利用する高市政権には負けられません。全国からのご支援をお願いします。

台風で避難していたSCP船でしたが、6月19日には3隻が大浦湾に戻ってきました。昨年は台風シーズンを理由に半年間も戻らなかったのに、今年は3週間で戻ってきました。やはり昨年の避難の理由は、台風ではなく技術的な問題であったと考えています。

そのSCP船ですが、台風7号接近を理由にたった3日で再び奄美に避難していきました。台風は地震と違い備える時間があるにも関わらず「無駄な移動」が行われました。埋め立て土砂を搬出している安和（あわ）桟橋では、台風対策で桟橋から採石場に土砂を戻すというありえない作業も行われています。本当に許せません。

沖縄では今年も暑い日差しの中、慰霊の日を迎えました。7月4日には久しぶりの辺野古県民大行動も開催し、反戦の誓いと平和運動の前進、知事選勝利のための意思統一を行いました。

2026年7月8日

沖縄民医連（沖縄県統一連）

瀬長和男

2026年（令和8年）7月5日 日曜日

辺野古大行動が再開

3月の転覆事故後初

シュワブゲート前

転覆犠牲者へ黙とう

辺野古大行動、4カ月ぶり

辺野古県民大行動を報じる県内2紙

◎カンパ送付先

郵便振替口座　加入者名：沖縄県統一連

口座番号：01710-8-62723

今国会では、人権や民主主義にとって危険な法案が次々と提出され、与党が批判に耳を貸さずに「数の力」で押し切る光景が日々続いています。そのうちの1つに、憲法改正の手続きを定めた国民投票法の改正案があることをご存じでしょうか。

1．憲法改正の国民投票法の改正案

憲法96条は、憲法改正の手続きについて「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」があれば国会が発議をし「国民投票…において、その過半数の賛成を必要とする」と定めています。この国民投票を具体的に定める法律がいわゆる国民投票法で、重大な欠陥をいくつも抱えています。

とはいえ、国民の多くが「何を差し置いても憲法改正せよ！」と声を上げるような状況は全くなく、この法改正の優先順位はひとまず低いといえます（生活支援や中小企業支援こそ最優先事項ですよね！）。しかし政府与党は、国民投票法の改正を優先課題として同調する政党と共に国会に提出し、まともな議論もなく衆議院で可決してしまいました。国民の命や生活より「一刻も早く憲法改正の発議をしたい」という自分たちの野望を優先させる姿勢には納得がいきません。その上、この改正案がひどいのです。

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ

⑮⓪ 欠陥はそのまま、のアンフェアな改憲国民投票法

「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表　黒澤いつき
公式ブログ　https://www.asuno-jiyuu.com/

2．「欠陥はそのまま」という改正案！

どのような改正案かというと、投票立会人の選任要件の緩和だったり、離島から投票箱を運べない場合の現地での開票作業を可能にしたりする内容です。その案自体には問題はありませんが、国民投票法が抱える重大な欠陥は、何も修正しないのです。どんな欠陥かというと、

①憲法96条は、憲法改正には国民投票で「その過半数の賛成」が必要と定めます。これについて今の国民投票法では「有効投票の過半数」としているため、白票や無効票は母数にカウントされません。投票した全ての人の意思を反映させた「投票総数の過半数」を土台にすべきです。

②現行法では、国会で憲法改正の発議がされてから「国民投票」まで最短だとわずか60日です。そんな短期間で憲法改正案について情報を得たり吟味したりできますか？本の出版すら間に合いません。期間を長くして熟慮できるようにすべきです。

③最低投票率（これ以上投票が少ない国民投票は無効、という下限）の定めがないのは大問題です。極端な話、投票率が5％でも過半数の賛成で憲法改正が可能になってしまいます。それは到底「国民総意で決めた改正」とは言えないので、最低投票率の定めは必須です。

④インターネット上での中傷動画が話題になっているとおり、課金を重ねてネット動画で世論を操作することができてしまう時代です。しかし現行法には、有料広告の規制はほぼありません。大量のネット動画・広告によって国民の冷静な判断が歪めば民主主義の土台が崩れます。広告の公平性やフェアな投票運動を守る規制が必要です。

⑤条文ごとに賛成か反対か投票できる個別投票が原則になっていない欠陥も看過できません。このままでは改憲の項目が複数あっても、まとめて「賛成」か「反対」か投票を迫られる可能性があるので、条文ごとの個別投票を原則にする必要があります。

⑥公務員と教員の「国民投票運動を効果的に行いうる影響力又は便宜を利用し」た国民投票運動は禁止！という漠然とした規定があります。これは表現の自由への過度な規制なので、改めるべきです。

3．参議院で阻止するために声を！

これらの欠陥は以前から指摘されているので、政府も与党も欠陥を知らないはずがなく、つまりそのままの方が都合が良いわけです。民主主義に背を向けるアンフェアな姿勢はおかしいので、政府のこういう姿勢を含めて、一人でも多くの人に問題を知ってもらいたいですね。

シリーズ

縮図からみる世界【99】

斎藤　貴男

「改正」法は〝個人の権利利益の保護〟を骨抜きに

もう少しはどうにかならなかったものか。7月10日に可決・成立した改正個人情報保護法のことである。2028年前後に施行される予定と伝えられている。

問題は、企業や病院等が保有する個人データを外部に提供する際の規定だ。現行法では本人の同意が必要だが、改正法には「特例」が設けられた。AIモデルを開発したり、統計情報を作成する目的であれば、同意が不要になるという。

一定の制限はあるものの、どこまで守られるのかはわからない。ともあれ企業による個人データ収集のハードルが、著しく低くなることだけは確かである。

預金残高や鉄道、バス等での移動履歴、SNSなどに書き込んだ家族関係や思想信条、犯罪歴…。デリケートな情報であればあるほど利用価値は高い。それこそAIと〝マイナンバー〟を駆使すれば、きわめて効果的なターゲティング、ワン・トゥ・ワン・マーケティングが可能になる。標的にされる側にとっては、従来にも増して自分の人格を見透かされたような広告攻勢に晒され、あるいは個人データが流出・悪用される危険度がハネあがる。闇バイトの類にも流れかねない。

要は、かねて誰もが危惧していた事態が合法化されてしまったということなのである。

個人情報保護法は本来、デジタル社会の進展を背景に、〈個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする〉（第1条）法律であるはずだ。実は一方的に企業の権益を拡大し、個人をそれらに隷属させるための法律でしかないらしい。

いや、カマトトはよそう。いずれこうなるとはわかり切っていた。2020年に設置された「デジタル・ガバメント閣僚会議」のワーキンググループでは、早い時期から「データ共同利用権」なる概念が論じられた。それを〝21世紀の基本的人権〟なのだと嘯く委員さえ現れたのを、筆者は記憶している。

おぞましい新語は、そのままの形では使用されなかった。が、今回の改正個人情報保護法は、まさにその思想に貫かれていた。

個人情報保護法には3年ごとの見直し規定がある。次の改正ではせめて、今回は経済界の猛反対で見送られた課徴金制度の充実や、団体訴訟制度の導入を実現させなければならない。それでなければ人間が廃る。

斎藤　貴男（さいとう　たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『驕る権力、煽るメディア』『決定版　消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな！』『こんな部活あります　正射必中！弓道部』(2024.3) など。

表紙のコメント　いわさきちひろ「赤い帽子の男の子」(1971年)

ヨット柄のTシャツの男の子は、海水浴に来たのでしょうか。つば広帽子の鮮やかな赤は、さんさんと輝く夏の太陽を連想させます。ちひろが描く夏の子どもたちは、いのちの輝きにあふれています。

●ちひろ美術館・東京では、「ちひろ　子どもは平和のシンボル」展を10月25日まで開催します。同時開催：武田美穂展　絵本づくりはドキドキなのだ！

●安曇野ちひろ美術館では、トットちゃん広場10周年記念展「みんな、いっしょだよ。」を9月6日まで開催中です。同時開催：ようこそ！ザ・キャビンカンパニー新収蔵作品展ーがっこうにまにあわない・ゆうやけにとけいくー／ちひろ美術館コレクション「星の下の物語」展

〈イベント情報〉

ナイトミュージアム

8月22日（土）10：00～20：00　★両館で開催します。

この日は、開館時間を延長して20時まで開館します。夕暮れどきからライトアップされた幻想的な夜のミュージアムをお楽しみください。ちょっと怖い絵本のじかんなども開催予定です。詳しくは公式ホームページをご確認ください。

ちひろ美術館・東京　TEL.03-3995-0612
安曇野ちひろ美術館　TEL.0261-62-0772

開館情報はホームページをご確認ください。
https://chihiro.jp/